# 日本フランス語フランス文学会中国・四国支部規約

(2001.12.1 支部総会にて承認)

## 第一条 (名称)

本支部は、日本フランス語フランス文学会(以下、学会と称する)中国・四国 支部と称する。

#### 第二条 (事務局)

本支部は,支部長の勤務する大学にその事務局を置く。

## 第三条(目的)

本支部は、学会の目的に則り、中国・四国地区における会員相互の連絡を図り、 その協力を促進することによって、中国・四国地区におけるフランス語およびフランス文学の研究・教育の発展並びに普及に寄与することを目的とする。

# 第四条 (事業)

本支部は, 前記の目的を達成するため, 次の事業を行う。

- 1. 研究発表会、シンポジウム、講演会の開催。
- 2. 機関誌およびその他の出版物の刊行。
- 3. 学会より委託された諸事業。
- 4. その他, 本支部の目的にそう諸事業。

## 第五条(会員の資格・種類)

本支部は、学会員(普通会員、学生会員)、および本支部のみに属する準会員に よって構成される。

# 第六条 (権利・義務)

- 1. 会員は、機関誌の配付を受け、第四条に規定する本支部の諸事業に参加することができる。
- 2. 会員は、年額三千円の会費を納入しなければならない。ただし、学生会員は、年額二千円とする。
- 3. 会費の滯納が会計年度二年を超えた会員は、会員資格を失う。

#### 第七条(役員)

本支部に,次の役員を置く。

- 1. 支部長一名
- 2. 支部代表幹事一名 (ただし,支部長がこれを兼任することを妨げない)
- 3. 学会委員会委員(あり方検討委員会委員を含む) 若干名
- 4. 実行委員若干名

- 5. 支部機関誌編集委員五名
- 6. 監查一名

#### 第八条(役員の任務)

役員の任務を次のように定める。

- 1. 支部長は、支部の事業を統括し、支部を代表する。
- 2. 支部代表幹事は、支部長を補佐し、支部長と共に支部事業の企画・運営にあたる。
- 3. 実行委員は,支部事業の企画・運営に際し,支部長,支部代表幹事を補佐する。
- 4. 支部機関誌編集委員は、支部機関誌『フランス文学』を編集し発行する。
- 5. 監査は、会計を監査する。

# 第九条(役員の任期および選任)

役員の選出方法および任期を次のように定める。

- 1. 役員は総会において選出するものとする。総会が行われない場合には、その他の方法によって選出が行われなければならない。選出の方法は細則の定めるところによる。
- 2. 支部長の任期は二年とし、当分のあいだA地区(岡山・四国地区)およびB地区(広島・その他の中国地区)より交互に選出する。原則として重任はできない。
- 3. 支部代表幹事の任期は二年とする。原則として重任はできない。
- 4. 学会委員会委員の任期は、学会運営規則の定めるところによる。
- 5. 実行委員の任期は二年とする。ただし重任は妨げない。
- 6. 支部機関誌編集委員の任期は二年とする。ただし重任は妨げない。
- 7. 監査の任期は二年とする。ただし重任は妨げない。
- 8. 役員に支障が生じた場合は、ただちに後任の役員を選出しなければならない。 その場合、任期は前任者の残任期間とする。支部長の支障の場合は支部代表幹 事が、支部長および支部代表幹事がともに支障の場合は実行委員が、その他の 役員の支障の場合は支部長がその任にあたる。

#### 第十条 (総会)

- 1. 総会は、本支部最高の議決機関であり、役員の選出、事業方針、予算、決算 などを審議する。
- 2. 総会は、年に一回、支部長が招集する。総会が開催されない場合は、支部長はこれに代わる方法を速やかに講じなければならない。

- 3. 総会は、会員の過半数をもって成立するものとする。
- 4. 役員の任期および会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終る。ただし、 学会会則および同運営規則に規定されているものは、その定めるところによる。 第十一条(改正)

本規約の改正は、総会の議決による。

#### 細則

- 1. 支部長の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。
- 2. その他の役員の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。ただし、支部長が推薦し、総会においてこれを追認することができる。
- 3. 選挙は、学会員によって行われる。

# 付則

本規約および細則は、2001年12月1日より施行される。ただし、会計に関する 事項は、2002年4月1日より実施される。学会新会則および同運営規則に関連す る事項は、学会2002年度春季大会時の総会における決定にしたがって施行される。 申し合わせ(会費の代理徴収)

準会員を除く会員の支部会費徴収を学会に要請する。